

山口県報

平成23年
9月30日
(金曜日)

目 次

規則	一
山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)	一
風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則(都市計画課)	二
訓令	二
農業共済組合等検査規程の一部を改正する訓令(団体指導室)	二
告示	四
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	四
地方卸売市場の開設者の名称の変更(流通企画室)	五
地方卸売市場の卸売業者の名称の変更(流通企画室)	六
指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示の一部改正(会計課)	六
公告	六
肥料の登録の有効期間の更新(農業振興課)	六



山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十一号

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県税賦課徴収条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第七号中「又は条例附則第九条の第三第一項」を「、条例附則第九条の第三第一項又は条例附則第九条の三の二」に改める。

別記第六十五号様式(その三)の次に次のように加える。

第65号様式(その4)(第25条関係)
(特例適用サービス付き高齢者向け住宅用)

不動産取得税減額申請書		年 月 日
県税事務所長 様		
申請者 住所 (納税者) 氏名 (印)		
山口県税課徴収条例附則第9条の3の2の規定により、下記のとおり申請します。		
記		
取得不動産の表示	所在地及び地番	取得年月日
地 目	宅地・宅地転用(田・畑)・雑種地・山林・その他()	年 月 日
地 積	m ² 貸家住宅用土地の面積	年 月 日
取得した者の住所	取得した者の氏名	
所 在	番 種 類	
家 屋 番 号	床 面 積	
構 造		
戸 数		
住 宅	完成年月日	年 月 日
取得年月日		年 月 日
備考	建築に要する費用に係る政府又は地方公共団体から交付を受けた補助金等の名称	

注 / 申請者及び貸家住宅を取得した者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
2 ※印欄は、該当するものを○で囲んでください。
備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

附則
この規則は、平成二十三年十月二十日から施行する。

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年九月三十日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第四十二号

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中第四号を削り、第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

第三条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 独立行政法人中小企業基盤整備機構

附則

この規則は、平成二十三年十月一日から施行する。ただし、第三条中第八号を第九号とし、第七号の次に一号を加える改正規定は、公布の日から施行する。



山口県訓令第一号

農林水産部

農業共済組合等検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十三年九月三十日

山口県知事 二井 関成

農業共済組合等検査規程の一部を改正する訓令

農業共済組合等検査規程(昭和四十三年山口県訓令第九号)の一部を次のように改正

- す。
- 第十條第二項を次のように改める。
- 2 知事は、検査員に身分証明書（別記様式）を交付するものとする。
- 附則の次に次の別記様式を加える。

別記様式（第10条関係）

（表）

身分証明書	第 号
<p>上記の者は、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）第142条の2から第142条の4までの規定により検査をする職員であることを証明します。</p> <p>年 月 日発行</p> <p>所 属 職氏名</p> <p>山口県知事</p> <p>印</p>	

（裏）

農業災害補償法抜粋
<p>第142条の2 行政庁は、組合等又は農業共済組合連合会が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は共済規程等若しくは保険規程を守つているかどうかを知るために必要があるときは、組合等若しくは農業共済組合連合会からその業務若しくは会計（共済事業を行う市町村にあつては、当該共済事業に係る業務若しくは会計。以下この条及び次条において同じ。）に關し必要な報告を徴し、又は組合等若しくは農業共済組合連合会の業務若しくは会計の状況を検査することができる。又は組合等若しくは農業共済組合連合会の業務第142条の3 行政庁は、組合等又は農業共済組合連合会の業務又は会計の状況につき、毎年1回を常例として検査しなければならない。</p> <p>第142条の4 組合員が、総組合員の20分の1以上の同意を得て、行政庁に対し、農業共済団体の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款又は共済規程若しくは保険規程に違反する疑いがあることを理由として当該農業共済団体の検査を行つべき旨を請求したときは、当該行政庁は、当該農業共済団体の業務又は会計の状況を検査しなければならない。</p> <p>農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号）抜粋</p> <p>第146条 行政庁の職員は、法第142条の2から第142条の4までの規定により組合等又は農業共済組合連合会の業務又は会計（共済事業を行う市町村にあつては、当該共済事業に係る業務又は会計）の状況を検査するときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。</p>

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

附 則
この訓令は、平成二十三年十月一日から施行する。



山口県告示第三百七十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十三年九月三十日から同年十月二十日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び周南市環境生活部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十三年九月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社トクヤマ
住 所 周南市御影町一番一号
 - 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社トクヤマ徳山製造所東工場
所在地 周南市晴海町一番一号
 - 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第七十四号の特定事業場から排出される水の処理施設
 - 四 変更しようとする事項の内容
特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。
- (一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	項 目	
	通 常	最 大
汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値	水素イオン濃度 (水素指数)	
	化学的酸素要求量 (mg/l)	
	浮遊物質 (mg/l)	
	窒素 (mg/l)	
	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	

変更後 株式会社山口県中央花市場
変更前 株式会社山口県中央花市場準備会社

- 三 開設者の住所
山口市嘉川六六六の一
- 四 地方卸売市場の名称及び所在地
山口花き地方卸売市場
山口市嘉川六六六の一
- 五 変更年月日
平成二十三年九月一日

山口県告示第三百八十号

山口県卸売市場条例(昭和四十七年山口県条例第七号)第十八条の規定により、次のとおり卸売業者の名称の変更の届出があった。

平成二十三年九月三十日

山口県知事 二井 関 成

- 一 許可番号 農卸第四七号
- 二 卸売業者の名称

変更後

変更前

株式会社山口県中央花市場

株式会社山口県中央花市場準備会社

- 三 卸売業者の住所
山口市嘉川六六六の一
- 四 地方卸売市場の名称及び所在地
山口花き地方卸売市場
山口市嘉川六六六の一
- 五 変更年月日
平成二十三年九月一日

山口県告示第三百八十一号

指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の名称等に関する告示(平成二十三年山口県告示第九百三十二号)の一部を次のように改正し、平成二十三年十月一日から施行する。

平成二十三年九月三十日

山口県知事 二井 関 成

三の(一)の1中「株式会社ゆつちよ銀行 東京都千代田区霞が関一丁目三番二号」を「株式会社ゆつちよ銀行 東京都千代田区霞が関一丁目三番二号」に改め、三の(二)中株式会社北九州銀行 北九州市小倉北区堺町二丁目一番一〇号」に改め、三の(二)中「株式会社親和銀行小倉支店」の下に「株式会社北九州銀行の本店、門司支店、福岡支店、八幡支店、戸畑支店、若松支店、三萩野支店、八幡中央支店、赤坂門支店、博多駅東支店、小倉東支店、西新支店、折尾支店、守恒支店、八幡南支店、沼支店、天神支店、行橋支店及び大里支店」を加える。



(二九二) 肥料の登録の有効期間の更新

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新しました。

平成二十三年九月三十日

山口県知事 二井 関 成

山口県生 第五五五号	山口県生 第五二八号	登録番号
〃	平成二三、 八、三〇	更新年月日
〃	六、二四	〃
混合有機質肥料	炭酸カルシウム 肥料	肥料の種類
神協有機一 号	五五%肥料用炭 酸苦土石灰	肥料の名称
加里室 ん素全 全量	アルカリ分 可溶性苦土 一五・〇〇	保証成分量 (%)
一三・四〇	〃	〃
〃	り公定規格のと お	その他の規格
神協産業株式 会社	薬仙石灰株式 会社	又氏は 名称
波熊 野毛 九郡 六田 二布 一の 一施 大 字	三美 六称 二市 伊 佐 町 伊 佐 三	生 産 者 住 所

平成二十三年九月三十日
発行

発行人

山口県知事